

平成24年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成24年2月6日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 第1 | 仮議席の指定 |
| 第2 | 議長の選挙 |
| 追加1の1 | 議席の指定 |
| 追加1の2 | 会議録署名議員の指名 |
| 追加1の3 | 会期の決定 |
| 追加1の4 | 副議長の選挙について |
| 追加1の5 | 常任委員会委員の選任について |
| 追加1の6 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 追加2の1 発議第1号 | 議会広報特別委員会委員の設置について |
| 追加1の7 | 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙について |
| 追加1の8 | 大滝山林組合議会議員の選挙について |
| 追加1の9 | 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙について |
| 追加1の10 | 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙について |
| 追加1の11 同意第1号 | 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて |
| 追加1の12 議案第1号 | 甲良町墓地公園の設置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 追加1の13 議案第2号 | 大滝山林組合規約の変更につき、議決を求めることについて |
| 追加1の14 議案第3号 | 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第5号） |
| 追加1の15 議案第4号 | 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 追加1の16 議案第5号 | 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 追加1の17 | 議員派遣について |
| 追加1の18 | 委員会の閉会中における継続審査及び調査について |

◎会議に出席した議員（12名）

- | | | | |
|----|-------|----|------|
| 1番 | 阪東佐智男 | 2番 | 野瀬欣廣 |
| 3番 | 西川誠一 | 4番 | 濱野圭市 |
| 5番 | 木村修 | 6番 | 宮寄光一 |

7 番	藤 堂 一 彦	8 番	丸 山 恵 二
9 番	金 澤 博	10 番	山 田 壽 一
11 番	西 澤 伸 明	12 番	建 部 孝 夫

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	北 川 豊 昭	教 育 長	堀 内 光 三
総務課長	山 本 貢 造	会計管理者	山 本 昇
教育次長	金 田 長 和	産業課長	茶 木 朝 雄
企画監理課長	米 田 義 正	人権課長	中 山 進
税務課長	建 部 真理子	建設課長	若 林 嘉 昭
水道課長	茶 木 作 夫	住民課長	中 川 愛 博
保健福祉課長	川 嶋 幸 泰	学校教育課長	橋 本 悟
図書館長	山 本 一 孝	呉竹センター館長	奥 川 喜 四 郎
給食センター所長	陌 間 守	保健福祉課参事	片 岡 聡
直売所準備室長	阪 東 克 美	社会教育課参事	池 田 弥 太 郎
総務課参事	陌 間 忍	長寺センター館長	大 野 政 士
第二保育園長	大 橋 富 美 子	第一保育園長	大 橋 美 智 子
支援センター所長	奥 村 晃 子		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大 橋 久 和	書 記	宝 来 正 恵
------	---------	-----	---------

(午後 1時35分 開会)

○大橋事務局長 先にお断りしておきます。教育長が今どうしても離せない緊急な用事がありまして少し遅れてくるという連絡がありましたので、よろしくをお願いします。

それでは、本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっています。年長の藤堂一彦議員をご紹介します。議長席をお願いします。

○藤堂臨時議長 それでは、失礼します。ただいま紹介をいただきました藤堂一彦でございます。

地方自治法第107条の規定により私が臨時に議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達しておりますので、平成24年第1回甲良町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂臨時議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行うことに決定いたしました。

議長の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

○藤堂臨時議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 阪東議員、2番 野瀬議員および3番 西川議員を指名します。

投票用紙を配っていただきたいと思います。

(投票用紙の配布)

○藤堂臨時議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂臨時議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検してください。

(投票箱の点検)

○藤堂臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(点呼)

○藤堂臨時議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○藤堂臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

阪東議員、野瀬議員、西川議員、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○藤堂臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロであります。有効投票のうち、金澤議員6票、建部議員6票。

この選挙の法定得票数は3票であり、金澤議員、建部議員の得票数は、いずれもこれを超えております。2人の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじで当選人を決定することになっています。

金澤議員、建部議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回行います。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん器で行います。

阪東議員、野瀬議員および西川議員、くじの立会をお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

金澤議員、建部議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

○藤堂臨時議長 くじを引く順序が決定いたしましたので、報告します。

建部議員が最初にくじを引きます。続いて金澤議員がくじを引いていただきます。一番くじを引いた方が当選人といたします。

(くじを引く)

○藤堂臨時議長 くじの結果を報告します。

くじの結果では、建部議員、1番が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場の閉鎖を解く)

○藤堂臨時議長 ただいま議長に当選されました建部孝夫議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました建部孝夫議員のあいさつがあります。

○建部議員 辛うじてくじ引きによって議長が、皆さん方のご支持も併せて厚く御礼申し上げます。

今、私の頭の中には心機一転、新しい気持ちで今期、今日最初の日であります。これからの4年間、臨んでいきたいという思いであります。前期はいろんな不祥事、不正があって議会が2つに分かれました。その2つのグループが協調して前を向いて行動するならともかく、お互いに向き合って対立をしてきました。そのことによって町民からは議会への信頼を損ないました。今期、私はその議会への信頼、名誉回復、それをまず望んでおります。

そういう意味では、これからは向き合って対立じゃなく、前向き、上向き、そういう形で2つのグループが切磋琢磨して町の発展、議会運営に協力し合っていきたいというふうに思っています。

私は、この議会の皆さんが全会一致、全員1つになれとは申しません。志を同じにする人、また、政策が一致する人はそれぞれグループを形成すること、また会派をつくることは別に悪いことではございません。ただ、そのグループが敵対をしてそういうことでは選良として選ばれた私たち、町民への裏切り行為になります。やはり議員が一致して町民の負託に応えるという議員の使命、議会の使命をきっちり果たしていきたい。そういうことを今頭に描いております。

それと、私の基本的な姿勢は、現在の北川町長を支える、応援する立場にあります。でも、議長でありますから、議会は行政の予算どおりに仕事が行われているか、むだ遣いがないか、職員がきっちり仕事をされているかどうかというのを監視する立場でもありますから、当然町長とは是は是、非は非で対応していきたいという思いであります。

そういうことで、これから私が議長として皆様方には叱咤指導を受けながら、やはり議会運営、町の発展のために皆さんが協力し合ってご支援願いたいことをお願い申し上げまして、議長受託と就任に向けてのあいさつといたします。ありがとうございました。

○藤堂臨時議長 次に、議長が選出されたことにより、議席の変更を行います。

議長を12番とし、金澤議員を9番に、山田議員を10番に、西澤議員を11番に変更します。それでは、移動をお願いいたします。

(議席の移動)

○藤堂臨時議長 ありがとうございます。

これで、私の臨時議長としての職務はすべて終了しました。

建部孝夫議長と交代いたします。

建部議長、議長席にお着き願います。

どうもご協力ありがとうございました。

○建部議長 再度ですが、よろしくお願ひします。

ここで、議事の進行上、しばらく休憩をいたします。

(午後 2時12分 休憩)

(午後 2時35分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事日程の追加についてをお諮りいたします。

本日の議事日程については、お手元に配布いたしましたとおり、あらたに日程第1から第18までを追加いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、お手元の日程のとおり議事日程を追加することに決定いたしました。

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてただいま着席のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、1番 阪東議員、2番 野瀬議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

これより、北川町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成24年第1回臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、全員のご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、今般の町議会議員一般選挙に当選されましたこと、心からお祝いを申し上げる次第でございます。本日、ここに町民の大きな期待を担われた議員各位をお迎えして初の議会を開会する運びになりましたことは、町政の運営にとりましてまことに喜ばしい限りでございます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

特別交付税の陳情活動については、豊郷との二町連絡協議会にて1月24日、25日には国へ、また1月31日には滋賀県荒川副知事や県幹部に陳情し、財政基盤が弱い町であり、今後も引き続き国や県のご支援をお願いしてきたところです。

そして2月2日、3日には、人権問題解決のための財政対策全国協議会の陳情要請活動に出向き、本年は東日本大震災や台風、雪害等、大規模な災害が続く中ですが、特別交付税について最大限のご支援をいただくよう訴えてまいったところです。

今後とも議員各位のご支援をどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

同意第1号は、甲良町監査委員の選任につき、同意を求めるものであります。

議案第1号は、平成17年度に墓地の販売を町外に拡大しましたが、永代使用料の改正ができていなかったため、今回甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正をお願いするものです。

議案第2号は、大滝山林組規約の変更についてでございますが、本組合の3経済統合を行うための規約変更協議の議決をお願いするものです。

議案第3号は、平成23年度甲良町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ737万3,000円を追加し、補正後の予算を37億5,227万9,000円とするものです。

主には、国の補正予算で措置されました緊急防災・減災対策事業として、消防救急無線の更新および町防災行政無線用発電機の設置等を行うものであります。

議案第4号は、平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ2,667万7,000円を追加し、補正後の予算を10億2,482万8,000円とするものです。

主には、後期高齢者支援金および介護納付金等の不足により補正を行うものであります。

議案第5号は、平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算

(第1号)で、歳出予算の組みかえを行うものです。

内容は、環境改善整備工事費をすべて減額し、物件補償費に組みかえを行うものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決および同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。提案説明といたします。

○建部議長 日程第4 これより、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙は投票によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行うことに決定いたしました。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○建部議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に1番 阪東議員、2番 野瀬議員、3番 西川議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○建部議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○建部議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(点呼)

○建部議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

阪東議員、野瀬議員および西川議員、開票の立会をお願いします。

(開票)

○建部議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効ゼロ票です。有効投票のうち、藤堂議員 6 票、丸山議員 6 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって 2 人の議員が同数ということで、また抽せんでもって副議長を決定いたします。

それでは、阪東議員、野瀬議員、西川議員、抽せんの立会をお願いします。

まずは、抽せんを引く前の抽せんで、くじを引く順番を決めます。

藤堂議員、丸山議員、前へお願いします。

先ほどのようにどちらが先にするか、じゃんけんで。勝った方が先に。

藤堂議員、くじを引く順番のくじです。

(くじを引く)

○建部議長 それでは、続いて、副議長を決定するくじを引きます。

丸山議員からお願いします。

(くじを引く)

○建部議長 抽せんの結果、丸山議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○建部議長 ただいま副議長に当選をされました丸山議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました丸山議員のあいさつがあります。

丸山議員。

○丸山議員 皆さん、ありがとうございます。何分急なことで何も考えておらなんでしょうが、先ほど建部議員が言われたような感じで、公正公平な議会運営をめざしていきたいと思えます。先ほど建部議長の方からもあったように、急にみんなが一致団結というのは難しいかなとは思いますが、町の発展、明るいまちづくりに向けての議会には一致団結できるような気持ちで、ひとつ一丸となって頑張っていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。

○建部議長 ありがとうございます。

ここでしばらく休憩いたします。

(午後 2 時 45 分 休憩)

(午後 3 時 00 分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布いたしました一覧表のとおり、指名をいたしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、このように決定いたしました。

西澤議員。

○**西澤議員** この際、特別委員会の設置についての動議を提出いたします。

新しい町議会の発足にあたり、平成13年に創刊し、現在48号を数える議会だよりを編集・発行する議会広報特別委員会の設置を希望します。昨今の若者は政治に関して非常に関心のない世の中になってきております。こうした中、議会広報の役割は議会の審議内容および活動の実態などを広く町民に知っていただき、町民と議会をつなぐ重要な役割を持っているものと思っています。今後もより一層の広報活動の充実を図り、町民と密接な関係を確立するため、特別委員会を設置しようとするものであります。

なお、議会広報特別委員会は、委員定数5人で構成し、任期は2年とし、議会広報の調査、研究、編集、発行に対し終了するまでの間、閉会中も継続して審議および調査されますことを希望いたします。

議員各位におかれましては、町議会の活動を町民の皆さんに広く知っていただくよい機会だと思えます。本動議に対しまして格別なるご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**藤堂議員** 今、西澤議員の申されております広報委員会、賛成したいと思えます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** ただいま西澤議員から提出された動議は、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** 異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

次に、特別委員会広報の委員を選任するまで、しばらく休憩をいたします。

(午後 2時38分 休憩)

(午後 3時08分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、5人の委員で構成する議会広報特別委員会委員の選任を行います。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によりまして、本職より指名をいたします。

まず、丸山恵二議員、西澤伸明議員、木村修議員、阪東佐智男議員、野瀬欣廣議員。

以上の方々を指名いたしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、各常任委員会および議会広報特別委員会におかれましては、次の休憩中に各委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定によりまして、委員長および副委員長の互選をお願いいたしたいと思っております。

ここで、議事の都合上しばらく休憩いたします。

(午後 3時10分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

さきの休憩中に各常任委員会および議会広報特別委員会が開催され、委員長および副委員長の互選が行われました。その結果、総務民生常任委員長に西澤議員、副委員長に阪東議員が、産業建設文教常任委員長に西川議員、副委員長に濱野議員、予算決算常任委員長に金澤議員、副委員長に木村議員、議会広報特別委員長に丸山議員、副委員長に西澤議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

次に、日程第6 議会運営委員会委員の選任をいたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規

定により、本職において指名いたしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

一覧表の配布がちょっと遅れますので、私の方から報告いたします。

議会運営委員会委員に、丸山議員、西澤議員、西川議員、金澤議員、宮寄議員の5人を選任いたしたいと思いますが、これに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

議会運営委員会におかれましては、次の休憩中に委員会を開催されまして、委員会条例第8条第2項の規定によりまして委員長および副委員長の互選をお願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

しばらく休憩いたします。

(午後 3時33分 休憩)

(午後 3時38分 再開)

○建部議長 諸般の報告をいたします。

先ほどの議会運営委員会においては、委員長、副委員長の互選がございました。委員長に丸山議員、副委員長に西澤議員が選任されました。

日程第7 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推せんをいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

彦根市・犬上郡営林組合議会議員に、西川議員および建部を指名いたしま

す。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました西川議員および建部を彦根市・犬上郡営林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました西川議員および建部が彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました。

ただいま彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました西川議員および建部が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

次に、日程第8 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については本職において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、藤堂議員、丸山議員、金澤議員および建部を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました藤堂議員、丸山議員、金澤議員および建部を大滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました藤堂議員、丸山議員、金澤議員および建部が大滝山林組合議会議員に当選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選されました藤堂議員、丸山議員、金澤議員および建部が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

日程第9 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推せんにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に、藤堂議員および阪東議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました藤堂議員および阪東議員を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤堂議員および阪東議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま広域衛生管理組合議会議員に当選されました藤堂議員および阪東議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

日程第10 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に、西澤議員および木村議員を指名い

たします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました西澤議員および木村議員を彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました西澤議員および木村議員が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました西澤議員および木村議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午後 3時45分 休憩)

(午後 4時00分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 同意第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 同意第1号 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年2月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 地方自治法第117条の規定により、木村議員の退場を求めます。

(5番 木村議員退場)

○**建部議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 甲良町監査委員の選任につき、同意を求めることについて。

下記の者を甲良町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求める。

住所 犬上郡甲良町大字池寺681番地。

氏名 木村修氏。

生年月日 昭和24年10月29日。

木村氏につきましては、最終学歴が大阪学院大学商学部卒業。現在も会社の役員で、木村トップメイキングを経営されております。平成20年1月27日に当選をされ、平成20年2月5日から今年2月4日まで1期4年間、議

員として活躍をしていただきました。その間、平成21年2月5日から平成23年2月3日までの2年間、町の監査委員としてご活躍をいただいた経緯がございます。非常に熱心に監査をしていただきました。毎回の例月監査においても厳しいチェックをしていただき、指摘もしていただきながら、夕方までしっかりと監査をしていただくという、非常に頑張り屋でございます。そういうことから、今回も監査委員として同意を求めたいと、このように思います。

以上です。

○建部議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案は、人事案件につきまして、質疑および討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより、同意第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意とすることに決定いたしました。

(5番 木村議員入場)

○建部議長 木村議員に申し上げます。

ただいまの同意案件、起立多数で同意されましたので、報告いたしておきます。

日程第12 議案第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第1号 甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年2月6日。

甲良町長。

○建部議長 議案第1号について説明を求めます。

住民課長。

○中川住民課長 それでは、議案第1号 甲良町墓地公園の設置等に関する条

例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、甲良町墓地公園の永代使用料につきまして、平成17年から販売の促進を図るということで町外の方の使用についても認めることとしております。その方たちの使用料につきまして30万円というところをやっておるところでございますが、今回、その改正についてお願いするものでございます。

甲良町墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

甲良町墓地公園の設置等に関する条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「23万円」を「次のとおり」に改め、同条に次の2号を加える。

（1）町内在住の者および町内出身の者 23万円。

（2）前号に掲げる者以外の者 30万円。

付則。

この条例は、交付の日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第2号 大滝山林組合規約の変更につき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、大滝山林組合規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成24年2月6日。

甲良町長。

○建部議長 議案第2号について、説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 議案第2号 大滝山林組合規約の変更につき、議決を求めることについてご説明を申し上げます。

今回の規約の変更は、現在大滝山林組合は甲部山林、乙部富之尾山林、乙部佐目、霜ヶ原、壺、小原、富之尾山林の3つの経済区分に分かれています。最近の森林、林業の厳しい環境下で運営の合理化を図ることは重要な課題であり、今後も合理的な運営と持続的な安定経営を行うため、3経済を統合する規約の変更を行うため、構成団体であります甲良町議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

第13条第1項第1号中「甲部」を削り、「藤瀬」の次に「、富之尾、佐目、霜ヶ原、小原、壺」を加え、同項第2号中「甲部」を削り、同項第3号および第4号を削り、同条第2項を削る。

第14条を削る。

第15条第1項中「前条の区分に従って各経済毎に当該経済の」を削り、同条第2項中「各経済の」を削り、同条を第14条とする。

第16条を削り、第17条を第15条と改正するものでございます。

付則といたしまして、この規約は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第3号 平成23年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

平成24年2月6日。

甲良町長。

○建部議長 議案第3号について、説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第3号 平成23年度甲良町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

表紙をお開きをいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、737万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ37億5,227万9,000円にお願いするものでございます。

予算の内容については第1表 歳入歳出予算補正、繰越明許費につきましては第2表で、地方債の補正は第3表でご説明申し上げます。

それでは、1ページをご覧くださいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、13款 国庫支出金、補正額50万円の減額、14款 県支出金25万円の減額、16款 寄付金17万7,000円の減額、20款 町債830万円の追加、歳入合計といたしまして、補正前予算額37億4,490万6,000円に737万3,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を37億5,227万9,000円にお願いするものでございます。

続きまして、2ページです。

歳出、2款 総務費、補正額15万8,000円の追加、3款 民生費107万円の減額、9款 消防費922万4,000円の追加、10款 教育費93万9,000円の減額、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

続いて、3ページです。

第2表 繰越明許費、9款 消防費1項 消防費、消防救急無線更新事業625万3,000円、町防災無線用発電機整備事業420万円。

第3表 地方債補正、防災基盤整備事業債、補正前450万円、補正後510万円、緊急防災減災事業債、補正後770万円、計、補正前2億3,476万6,000円、補正後2億4,306万6,000円でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願ひます。
(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願ひます。
起立全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第4号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○**大橋事務局長** 議案第4号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正
予算(第3号)。
上記の議案を提出する。
平成24年2月6日。
甲良町長。

○**建部議長** 議案第4号について、説明を求めます。
住民課長。

○**中川住民課長** それでは、議案第4号 甲良町国民健康保険特別会計補正予
算(第3号)についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算をおめぐりください。

今回の補正は、平成23年度の国民健康保険医療費の拠出金額の決定に伴
います交付金の増額および支払基金への拠出金分の補正でございます。今回
の補正は、歳入歳出それぞれ2,667万7,000円を追加し、歳入歳出
予算の総額を10億2,482万8,000円に願ひするものでございま
す。内容につきましては、次のページの第1表でご説明申し上げます。

1ページを願ひします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、3款 国庫支出金1,523万3,000
円の追加、11款 前期高齢者交付金1,144万4,000円の追加、歳
入合計は補正前の額9億9,815万1,000円に2,667万7,000

円を追加し、10億2,482万8,000円にお願いするものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

歳出、4款 介護保険納付金、補正額320万1,000円の追加、1款 後期高齢者支援金等、補正額2,230万2,000円の追加、11款 前期高齢者納付金等 補正額1万3,000円の追加、12款 予備費、補正額116万1,000円の追加、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

補正予算の表を見ますと、事務整理上の変更だというように、構成だというように思います。政策的や施策の変更はないというようにうかがえるわけですが、それでよろしいでしょうか。そういう認識でいますが。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 そのとおりでございます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第5号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成24年2月6日。

甲良町長。

○建部議長 議案第5号について、説明を求めます。

人権課長。

○中山人権課長 議案第5号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては第1表でご確認をお願いしたいと思います。歳出の部の1款1項での金額の変更はございません。具体的内容といたしましては、1款1項1目内の15節 工事請負費および22節 補償・補填及び賠償金という項目、15節の工事費を22節へ130万円の節内の組みかえをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 先ほどの全協での議案説明の中でもありましたが、行政側の落ち度を認めた和解ということで物件補償の形で工事費はこちら、いわゆる町側はせずに補償費として上積みをして、当初予算の枠内は同じという回答がありました。そこで和解協議をされたと思いますが、合意書があるのか、ないのか。そして、その内容は公開できるものかですね。

もう1点は、その中に町の過失をあらわす文言がきちっと入っているかどうか、この3点、ご答弁願います。

○建部議長 人権課長。

○中山人権課長 今回につきまして、和解書というものはございません。それにかわるものとしたしまして、双方の意思、合意ということで契約書の締結を今現在結ぶという状況で進めさせてもらっております。

その中身といたしましては、補償内容として除去すべき物件の整理ができていない補償費というような項目で書いてございますので、内容についても双方で確認して契約書作成を行って、今調印の段階まで来ているというような状況でございます。

済みません、もう1点。

○建部議長 公開できるか。

○中山人権課長 契約書でございますので、公開させていただきます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ公明にやっていただきたいというように思うわけですが、もう1点は、実際には現場を見ますと、私も現場を、相談を受けたことがありますので現場を知っていますが、分譲地をする段では暗渠が存在すること自体が本来おかしなわけで、そのことが工事施工者、それから監督である当時の行政側、町の担当課、ないしは町長部局に属すると思いますが、

その点での、なぜああいう形で暗渠が残って分譲をされたのかということについては、現在の認識ですね。その落ち度を認めた協議書、契約書という形で交わされる予定でありますので、そこに至って物件補償費130万をプラスをして200万から330万という形で合意をされるわけですが、現在の認識としてはそういうことがされた、何らかの理由でということについての特定はできませんけども、そういう落ち度があって、当時十分に工事検査をしていればわかることですし、それから、公図から見てもそのところに暗渠があるというのがわかって当たり前だというように、私ら外から見ても思うわけですが、その辺の認識上は、現在どのような認識になっているか、説明をお願いしたい。

○建部議長 人権課長。

○中山人権課長 まず、これは全協のときにもちよっとお話しさせていただきましたけれども、公図上の表示はございませんので、当時何らかの暫定的な理由により筆内に入れられたものと判断いたします。

その状況につきまして、今回確実に状況を把握したわけではございませんけれども、おそらく当時は強度等を判断して、そのままでいけるというような甘い考えがあったのではないかと。今回は実際、現在の段階でこのような状況で払い下げすることが不適切であるという判断をいたしましたので、今回行くと。

それともう1点、ごめんなさい、先ほどの質問の関連ですねけれども、契約書でございますので、中身の内容等につきましては見ていただきますけれども、金額、お名前については当然個人情報になりますので、内容等の確認ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今、答弁がありましたように、同和対策事業であれ、そうでない一般事業であれ、あってはならないことという形で、今現在正常にそういう認識に至って補償をする。他にもあるかもわかりませんが、類推、推測はするものではありませんけども、そういうところで苦情があった問題について誠意を対応してここに至ったというように私は思いますし、この会計そのものはそれが主な中心的な補正予算になっていますので、この部分について、限ってそういう対応をされたということの評価して賛成討論としたいと

思います。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第18 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定によりましてお手元に配布いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

今日は、初めての臨時議会ということでございまして、非常に長時間にわたりまして大変ご苦労さんでございました。

先ほどは建部議長ならびに丸山副議長、ご就任おめでとうございまして。今後は甲良町の議会の顔として、また彦愛犬議長会、あるいは犬上郡の議長会、ひいては県議長会、いろんな形で甲良町議会の代表としてご活躍をいただく

ということになりますので、しっかりとリーダーシップをとって頑張っていたら大変ありがたいなど、このように思います。

先ほど議長就任あいさつならびに副議長就任あいさつにございましたように、これから甲良町は変わるぞと言われるような、そういう議会運営をしていただきたい、このように思います。今、町民の皆さんから求められていることは、行政サービスだけではなく、議会が公正公平にしっかり運営されているか。一日も早くそういう形を取り戻してもらいたい。そういう思いも込められているのではないかとこのようにも思います。

そういう意味では、今議会で12名の議員の皆さん、新しく議員になられ、しっかりとそれぞれの地域、あるいは町民全体から信頼される議員としての議会活動に惜しみなく努力をしていただきたいというような思いもいたしておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

2月は臨時議会だけで大きな行事はございませんが、3月に入ると平成24年度の一般会計ならびに特別会計の予算審議が長期にわたって開会もされますし、いろんな、中学校、小学校、保育センター等の卒業式、卒園式等の行事もござひます。非常に厳しい寒波、あるいは極寒のこの時期でござひますので、それぞれ体には十分ご自愛をいたひで、今後頑張っていたら大変ありがたいと、このように思ひます。どうぞよろしくお願ひを申し上げまして、閉会のあいさつとします。

○**建部議長** これをもって、平成24年第1回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでござひました。

(午後 4時23分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

甲良町議会臨時議長 藤 堂 一 彦

署 名 議 員 阪 東 佐智男

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣